

Title	議員定数配分の是正と民主主義 (1)
Sub Title	Reapportionment of representatives and democracy (1)
Author	根岸, 毅(Negishi, Takeshi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1985
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.58, No.4 (1985. 4) ,p.103 (38)- 140 (1)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19850428-0103">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19850428-0103</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 議員定数配分の是正と民主主義（1）

根 岸 毅

はじめに

- 1：議員定数の配分を巡る議論の組立て
  - 2：民主主義と選挙
  - 3：民主主義の価値の指標
  - 4：衆議院議員定数配分の状況……………（以上本号）
  - 5：定数配分の方法……………（以下次号）
  - 6：定数の再配分
  - 7：公平な議員定数配分を阻むもの
- おわりに

はじめに

現行の衆議院議員の定数配分規定（昭和59年11月現在）は、昭和50年の第75国会において成立した「公職選挙法の一部を改正する法律」により定められた。この規定に基づいて行なわれたもっとも新しい選挙は、昭和58年12月18日に施行された第37回衆議院議員総選挙である。この選挙に対しては、その施行直後に、広島一区を初めとして全国22選挙区の有権者が各地の選挙管理委員会を相手取り、広島、東京、大阪、札幌の四高等裁判所に対し、選挙区間で一票の価値に大きな格差がある状態で行なわれた同選挙は法の下での平等を定めた憲法第14条等に違反しているとして、選挙の無効確認を求めて訴訟を起こした。（うち一選挙区については、原告死亡のため途中で訴訟が終了した。）

これらの訴えに対する最初の判断は、昭和59年9月28日に広島高等裁判所によって示された。続いて、昭和59年10月19日には、いわゆる「一票の格差」が

もっとも大きい千葉4区を含む、東京、神奈川、埼玉、千葉の合計13選挙区についての併合審理を進めていた東京高等裁判所が、その判断を示した。残る7選挙区についての高等裁判所段階での判断は、昭和59年12月末までに出揃うことになっている。

本稿は、現行の衆議院議員の定数配分規定についての司法の判断が確定する前に、政治学の立場から、議員定数配分の仕方についてどう考えるべきか、望ましい配分の仕方とはどんなものか、それによりどこまで格差の是正が可能かなどの諸点を明らかにしようとするものである。

## 1：議員定数の配分を巡る議論の組立て

衆議院議員の定数配分に関してこれまでに示された司法の判断、および、この問題を巡る各方面の議論の組立ては、つぎのように要約できる。

### 1) 議論の枠組み

衆議院議員の総数(現在511人)が全選挙区(現在130区)間に配分されている状況をどう評価するかについての議論は、つぎに示す構造をもった議論の枠組みの中で行なわれている。

そこでは、まず、現行憲法に示された民主主義の理念を、議論が拠って立つ価値の前提として受け入れる。つぎに、個々の有権者が行なう投票すなわち国会議員の選挙という行為を、代表制民主主義を支える基本となる行為と把らえる。そして、憲法第14条1項に規定された「法の下での平等」の要請に基づき、投票という行為がもつ価値の平等は、異なる選挙区に属する有権者の間でも保たれるべきであるとし、この平等が、具体的には、議員定数の配分を各選挙区の人口に比例させることによって確保できる、とする。いいかえれば、これは、公平な選挙制度を確立することを通じて国政の場へ民意を正確に反映しよう、<sup>(1)</sup> というものである。

## 2) 価値の指標

具体的な議員定数の配分状況は、上記の議論の枠組みの中に設定される価値の指標に基づいて評価される。

この目的のために用いられる指標は二つある。

その第一は、異なる選挙区間での投票価値の平等性そのものを表現するものとして設定される指標である。その基礎は、各選挙区ごとの人口または有権者数であり、それに基づいて各選挙区ごとに算出される「衆議院議員一人当たりの人口もしくは選挙人数<sup>(2)</sup>」である。

特定回の衆議院議員総選挙に関して、異なる選挙区間での投票価値の平等性がどの程度実現されているかは、具体的にはつぎのようにして確認される。まず、各選挙区ごとに、直近に行なわれた国勢調査の結果による人口（もしくは選挙当日の有権者数）を確定し、その数を各選挙区の議員定数で割る。この商が、その総選挙における各選挙区ごとの「議員一人当たりの人口（もしくは選挙人の数）」である。つぎに、全選挙区を通じてこの値がもっとも小さい選挙区を見つける。いわゆる「一票の重さ」がもっとも重いのはこの選挙区である。この選挙区のこの値で各選挙区の議員一人当たりの人口（もしくは選挙人の数）を割って得られる商が、いわゆる「選挙区間での一票の重さの格差」を表現することになる。各選挙区の一票の重さは、上記のそれがもっとも重い選挙区に対して、その値分の一しかないことになるが、ふつう「一票の価値にその値倍の開きがある」というようにいわれる。

総選挙の特定回の際の議員定数の配分の仕方は、その時点での選挙区ごとの格差の最大値に注目し、「その選挙時の最大格差はY倍であった」というように特徴づけられる。特定回の総選挙の際の特定の選挙区に配分された議員定数に関しては、「その選挙時のその選挙区は格差はX倍であった」というようにいわれる。定数訴訟で問題になるのは、訴訟が起こされる選挙区とその総選挙時の格差X倍と、その総選挙における最大格差Y倍である。

この議論を方法的に整理すれば、国勢調査（もしくは総選挙）の各時点ごとに算出される「議員一人当たりの人口（もしくは選挙人の数）」の分布に注目し、

その最小値を基準に採り、その時点での議員定数配分の仕方の全体については最大値が基準値の何倍か、特定選挙区に配分された議員定数についてはその値が基準値の何倍かに言及することで、その議員定数配分の仕方の、また、その議員定数の配分の仕方の下でのその選挙区の「投票価値の平等性」を記述している、ということになる。

この指標に基づけば、特定回の総選挙の際の議員定数の配分の仕方、その際の特定の選挙区に配分された議員定数は、この、格差を示す倍数が小さければ小さいほど、一票の価値の平等性を確保する観点からは好ましい状態にある、ということがいわれる。

指標の第二は、第一の指標により示される投票価値の平等性に許容しえない「格差」が生じた場合に、どの程度の期間内にその是正が行なわれるのが望ましいかを示す指標である。この指標は、経過した年月の数で表現される。この指標に基づけば、その経過した年数が少なければ少ないほど好ましいということになる。<sup>(3)</sup>

### 3) 達成すべき目標の設定

議員定数配分の是正に関する議論では、上記の指標によって現状の評価を行なうとともに、その状況を改善し、代って実現すべき状態（達成すべき目標）が示される。この目標は、上記の指標を用いて記述されることになる。

第一の指標、すなわち投票価値の平等性そのものについては、「憲法が許容する最大格差」が何倍程度までであるかが論じられる。つまり、議員定数の配分は、特定の時点において、「議員一人当たりの人口（もしくは選挙人の数）」が最小の選挙区と最大の選挙区との比率で一定倍率以内に納まるようになされなければならない、という指摘がなされる。

この点についての司法の明確な判断は、昭和56年6月に施行された第36回衆議院議員総選挙に関する、同年12月の東京高等裁判所の「おおむね二倍以上は違憲」とする判決に始まる。その後、同じ総選挙に関して昭和58年11月の最高裁判所大法廷の判決は、同総選挙の最大格差3.94倍を「違憲状態」とすると

もに、昭和50年改正時の最大格差2.92倍は一応不平等を解消したものとした。昭和58年12月に施行された第37回総選挙に関しては、すでに指摘したように現在高等裁判所段階での判断が示されつつあるが、昭和59年9月の広島高等裁判所の判断は「特段の事情がない限り、憲法が許容する最大格差は、一对二程度まで」とし、同年10月の東京高等裁判所の判断は、それを「特異な事情の存する地域でない限り、選挙人の投票価値の格差はおおよそ一对三程度までの範囲にとどまるべきもの<sup>(4)</sup>」と指摘した。

第二の指標、すなわち、定数配分に憲法上許容し得ない格差が生じた場合にその是正作業がいつ行なわれるべきかについては、どの程度の年月の経過内にその作業が行なわれなければならないかが示される。抽象的にいえば、それは「合理的期間内<sup>(5)</sup>」ということになる。しかし、これまでの司法の判断は、この期間を具体的には確定していない。

定数配分についての司法の判断およびこの問題を巡る各方面の議論の、以上に示した論の組立ては、つぎの諸点において問題をはらんでいる。

まず初めに方法論上の論理的な問題がある。

その一は、有権者の行為に関わる価値を、公式には——法律の規定に従えば——有権者以外の国民も含む人口を基礎にして判断する点である。その論理的帰結は、議員定数の再配分が、早くても五年の間隔を置かなくては行ないえないことである。しかし、もしこの基礎が理論的に根拠のないものであれば、それに基づいて算出される指標は投票価値の平等性を正しく表現していないことになるし、定数の再配分を五年の間隔を置かずして実行することも可能になる。

その二は、投票価値の平等性を示す格差の指標が、各選挙区の議員一人当たりの人口（もしくは選挙人の数）の分布の下端を基準値として算出されるという点である。この指標は、特定の総選挙における一票の価値（重さ）の選挙区間での格差を示すことはできるが、その分布中のどの位置が「実現されるべき基準」——その位置にすべての選挙区の値が収斂すれば投票価値の平等性の理念

が実現されるという点——なのかは示し得ない。この指標を用いることの論理的帰結は、議員定数の再配分の仕方が一定の標準を立てては行なわれず、したがって再配分の結果がいわば当てずっぽうによるものとなることである。もし上記の意味の標準が理論的に示し得るならば、定数の再配分の仕方はより合理的なものになり、その結果は投票価値の平等性の理念により近づき得るはずである。

つぎに問題なのは、議員定数の再配分を考える際の発想法である。

議員定数配分是正問題のように達成すべき目標、実現すべき状態が明らかでない場合には、私たちは通常つぎのような発想法をとる。私たちは、技術的な困難その他の理由から目標とされる状態がつねに完全な形で実現できるとは考えない。しかし、与えられた条件の下で可能な限りその目標に近い状態を実現したいと考えるから、現実を目標の状態から引き離す原因を可能な限り排除しようとする。

定数配分の是正の場合にこの発想法を当てはめれば、つぎのようになる。まず、技術的な困難などの事実的条件に由来する制約は無視し、前提とした価値とその指標に基づいて、実現すべき目標の状態を理念として確定する。つぎに、純粹に技術的条件だけを制約として、理論的には「ここまでは格差をなくし得る」という配分の仕方を一つの標準として提示する。その後で、現実の是正案がこの標準から「隔たる」理由を究明し、その理由が合理的であればそれは認め、合理的と判断されないものであればそれを極力排除する。到達すべき地点から現状を振り返る視点——これが常識的な発想法であり、また合理的な問題解決の方法でもある。

ところが、定数配分に関しての司法の判断およびこの問題を巡る各方面の議論の実際は、このような発想の仕方をしていないように思われる。この問題に関する大勢の発想法は、実現すべき目標の状態が理念としては明確に分かっていても、その実現が現実問題としては「極めて困難」<sup>(6)</sup>だとする理解、および、その理解に便乗する既得権擁護の思惑から、現状から到達点の方向を見やり、「ここまで近づけばまあよいであろう」の発想をしているように思われる。こ

の発想法は、達成すべき目標、実現すべき状態が明らかな場合の思考方法としては常識的でないばかりでなく、合理的ではない。

以下においては、ここに指摘した問題点をより詳細に検討し、それに代るより妥当な方法を提示してみる。それは、上に示した合理的な発想法を可能にするものでもある。この方法によれば、衆議院議員の定数配分に見られる格差の是正は、いかなる程度にまで可能になるのであろうか。

- (1) 上記の広島高等裁判所判決（昭和59年9月28日）および東京高等裁判所判決（昭和59年10月19日）はいずれも未公開なので、本稿では、前者については『読売新聞』昭和59年9月29日朝刊2面掲載の、後者については『読売新聞』昭和59年10月19日夕刊3面掲載の判決要旨を利用する。参照、上記広島高等裁判所判決要旨の二、東京高等裁判所判決要旨の一および二など。
- (2) 参照、上記広島高等裁判所判決要旨の三。公職選挙法の立場は、有権者数ではなく人口を基礎とするものである。同法は、その別表第一の末尾に「〔各選挙区ごとの議員定数を示す〕本表は、この法律施行の日から五年ごとに、直近に行われた国勢調査の結果によって、更正するのを例とする」と規定している。
- (3) すでに指摘したように、公職選挙法は、この作業が「直近に行われた国勢調査の結果によって」五年ごとに行なわれることを要請している。
- (4) 参照、上記広島高等裁判所判決要旨の四、東京高等裁判所判決要旨の三。
- (5) 参照、上記広島高等裁判所判決要旨の五。
- (6) 格差の許容範囲に関する選挙管理委員会（被告）側の主張にはこの点が明らかである。（参照、『読売新聞』昭和59年10月19日夕刊3面。）

## 2：民主主義と選挙

すでに指摘したように、議員定数配分の是正を巡る議論は、その出発点で民主主義の価値を前提として受け入れ、その価値の十全な実現には選挙という場面での公平なすなわち人口に基づく定数配分が不可欠である、という立論の仕方をする。この議論の枠組みが理論的に妥当な形で構成されるためには、価値の前提としての民主主義と選挙の関連が明確に把握されなければならない。それには、国会に代表される国家機関を、一つの社会的な「装置」と把らえる必



要がある。<sup>(1)</sup>

装置とは、「人が、一定の目的の達成のために、一定の仕事を実行させることを目論んで作った道具」である。したがって、装置には、その「使い手」の立場にある人がかならず存在する。国会に代表される国家機関もこのような装置の一つである。国家機関の場合、有権者がその使い手である。

国家機関は、また、一つの「社会的な」装置である。社会的な装置は、モノではなく、人が「部品」となってそれを構成する。国家機関の場合、この部品の立場にある人は公務員（最広義）と呼ばれる。これには国会議員も含まれる。

私たちは、国家機関との関連で、以上二つの立場の他に、装置が実行する「仕事の対象」の立場を占めることになる。国民とはこの立場を占める人のことをいう。

他のすべての装置がそうであるように、国家機関は、その使い手（有権者）がそれに操作を加えてはじめて所期の仕事（政策）を実行するようになる。国家機関という装置の場合、この、使い手——法の規定によりその装置の使用の機会を認められた者すなわち有権者——が装置に操作を加えるすなわち装置を使おうとする過程の代表的な場面が「選挙」と呼ばれる。

民主主義の価値は、この過程の好ましさに関わっている。この文脈で民主主義を定義すれば、それは、「国家という装置の使い手（有権者）の範囲を、その装置の仕事の対象（国民）のできる限り大きな部分としたうえで、使い手に、装置を利用する機会を最大限に保障すること」ということができる。<sup>(2)</sup>ところで、国家機関は、他の身近な装置の場合と異なり、一つの装置に対して多数の使い手が存在することが多い。つまり、多数の人々が一つの装置を共用する。一つの装置に対して使い手が複数存在する場合、使い手間で装置利用の機会に優劣があれば、その機会に制約のある使い手にはその機会が「最大限に保障」されたことにはならない。したがって、民主主義は装置利用の機会の均等化を要請する。ここに定数配分の問題が出てくる。議員定数配分の是正は、基本的には、一つの装置を共用する使い手たちが、お互いの装置利用の機会を均等にしようとする試みである。いうならば、これは、装置の「使い勝手」改善の問題であ

る。ここで論じられているのは、使い手から見た装置の使い勝手の善し悪しであり、部品（議員）の都合でも、装置の仕事の対象である人々（国民）の便宜でもない。

このように考えてくると、各選挙区ごとの議員定数は「この法律施行の日から五年ごとに、直近に行われた国勢調査の結果によって、更正するのを例とする」とする公職選挙法の規定には理論的な問題があることが明らかになる。議員定数をいかに配分するかの問題は、有権者間での、装置利用の機会の均等化の問題である。それが均等になったか否かは、装置の仕事の対象の数（人口）を基礎にして判定することはできない。理論的に妥当な議員定数の配分は、装置の使い手である有権者の数を基礎にして行なわれなければならない。

有権者間での装置利用の機会の均等性を有権者数を基礎として判定することにすれば、議員定数の再配分は五年を待たずして行なうことが可能となる。技術的な問題を無視して極端なことをいえば、選挙人名簿に基づく有権者数の確定は毎日でも可能であるから、毎日議員定数の再配分を行なうことも可能である。

ただ実際問題としては、人口基礎の場合と有権者数基礎の場合の間で、定数配分の結果に大きな違いは出てこないものと思われる。なぜならば、その多くが年齢満20年に満たない未成年者である選挙権を持たない者が全人口に占める割合は、選挙区間で大きな相違はないと考えられるからである。重要なのは、具体的な数値ではなく、その数値を算出する基礎の理論的な根拠である。

- (1) 国家を装置として詳細に特定するのは他の機会に譲る。参照、根岸毅「政治における試行錯誤の機会——もうひとつの民主主義論——」（石川忠雄教授還暦記念論文集編集委員会編『現代中国と世界——その政治的展開』慶應通信・1982年）、796～799ページ。
- (2) 参照、根岸「政治における試行錯誤の機会」、804～807ページ。

### 3：民主主義の価値の指標

前節で明らかにしたように、議員定数配分の是正は、国家機関という社会的

な装置を共用する複数の使い手(有権者)が、お互いの装置利用の機会を均等にしようとする試みである。私たちは、装置利用の機会に優劣がなくなり、均等化の度合いが高ければ高いほど「望ましい」とする価値の立場を、立論の前提として受け入れている。この均等化の度合いは、政治的決定の全局面に関わる民主主義という価値の、選挙、それも議員定数配分という限られた局面での部分に対応している。つまり、私たちは、民主主義の価値を、議員定数配分という限られた局面で論じようとしている、ということができる。

この価値をその実現に向けてうまく論ずるためには、一定の事実をその価値の指標として特定しなければならない。この指標を特定するに当たっては、その事実が、私たちが論じようとしている当の価値に適切に対応することが確認されなければならない。<sup>(1)</sup>

すでに指摘したように、現在行なわれている議論で用いられる指標は、「議員一人当たりの人口もしくは有権者数」を基礎にして構成される。すなわち、まず、特定の時点において、各選挙区ごとにこの人数を算出する。つぎに、その値の最小値を基準値として、各選挙区はその人数が基準値の何倍になっているかを計算する。この倍数が問題の価値を論ずる際の指標とされる。(人口を基礎とすることの不適切さはすでに示したので、以下では有権者数のみを考慮するものとする。)

たしかに、この基準値に対応する選挙区は、その時点において、装置利用の機会にもっとも恵まれた——いわゆる一票の重さが最大の——選挙区である。それを基準として求められる各選挙区の倍数は、その定数配分の下で、基準とした選挙区での装置利用の機会と比べて各選挙区ではその機会がどれだけ劣っているか——いわゆる一票の重さの格差——を示している。

しかし、この基準値およびそれに対応する選挙区は、その時々的人口移動の状況その他の条件の下で、たまたま、各選挙区ごとの議員一人当たりの有権者数の分布の一端に位置したにすぎない。つまり、これを基準値として算出される倍数は、その時点限りの装置利用の機会の優劣——いわゆる一票の重さの格差——は示しても、その分布の中のどの位置が装置利用の機会の均等性——い

いわゆる投票価値の平等性——を達成する上で望ましい位置すなわち標準なのか、どの位置を中心として各選挙区間の値の開きが縮まればよいのかは示し得ない。また同じ理由から、この値を基準値として得られた指標は、異なる時点間の装置利用の機会の均等性の達成度を比較するために用いることはできない。

このような指標によって議論が行なわれる限り、議員定数配分の是正は、たんに指標の値の分布の上端と下端近くに位置する選挙区の定数をいじる辻つま合わせに終らざるをえない。自民党のいわゆる「六・六増減案」はその典型である。これは、同党内の選挙制度調査会が、前記の広島高等裁判所の判決に先立ってまとめた是正案で、各選挙区ごとの「議員一人当たりの人口」の分布の下端近くに位置する過疎の六選挙区で各定数一を減らし、この分布の上端近くに位置する過密の六選挙区で各定数一を増やそうというものである。これによれば、最大格差は、現在の4.40倍から2.99倍に抑えられるという。しかし、この種の手直しがいかに辻つま合わせの性格をもっているかは、後に示す通りである。

それでは、国家という装置の利用の機会の優劣を、特定時点における異なる選挙区間で比較することを可能にするだけでなく、異なる時点の選挙区間でも比較を可能にする指標とはどんなものであろうか。上記の通常用いられる指標を、特定時点の条件に依存したという意味で「相対指標」と呼べば、新たに求める指標はその条件づけがないという意味で「絶対指標」である。もしこれが構成できれば、その位置にすべての選挙区の指標の値が収斂した場合に、すべての選挙区間で装置利用の機会に優劣がなくなり、装置利用の機会が均等になるという位置が確定できることになる。このような位置を示すことにより、定数再配分の作業は「目指すべき標準」を明確に持つことになり、より合理的に行なわれるようになるはずである。

絶対指標の構成は、装置利用の機会の標準を作ることから始まる。特定時点の特定選挙区での装置利用の機会の優劣は、この標準からの隔たりによって表わすことができる。

これまで「国家という装置を利用する機会の均等化」と呼んできたことは、議院における表決に対して個々の有権者が持つ影響力を均等にする、といえることができる。議院における表決では、すべての議員の票は等しく取り扱われる。また、公職選挙法は、「選挙人の自由に表明せる意思」を選挙制度の基礎にしており（同法第1条）、投票なくして当選人が決まり、したがって有権者が意思表示をなし得ない無投票当選を例外として規定している（同第100条）。したがって、上記の影響力の均等化は、議員の選出がいくつかの単位に分けて行なわれる場合に、どの単位においても「投票により一人の議員を選出するのに最低必要な有権者の数」が均等になるようにすることを意味する。<sup>(2)</sup>

これは、実際の選挙において、すべての当選者の得票数が同一であるとか、すべての選挙区における最下位の当選者の得票数が同一であるとかは意味しない。実際の選挙における得票数は、選挙区の有権者総数、投票率、立候補者数、候補者間での得票の分布など、あらかじめ予測不可能な事実的要因によって決まる。したがって、これを均一にすることは理論的に不可能であるし、その均一化は理論的になんらの意味も持たない。

ここでいう「投票により一人の議員を選出するのに最低必要な有権者の数」は、「特定時点における全国の有権者の総数と選出すべき議員の総数を前提として、最低何人の有権者の票が集まれば一人の議員を選出できるはずかを理論的に想定した数」として把らえるのが妥当であろう。その数  $Q$  は、選出すべき議員の総数を  $TS$  とし、有権者総数を  $TV$  とした場合、つぎのように求められる。はじめに、全国一選挙区で、すべての有権者が有効な票を投じたものと仮定する。つぎに、そこでもっとも激烈な選挙戦が展開された状況を様々に想定し、そのいずれの場合にでもこれだけの票数を獲得すればかならず当選し得るという、最低限の得票数  $Q'$  を考える。もっとも激烈な争いとは、すべての候補者の得票数が一線上に並んだ状態である。この状況から抜け出し当選するには、その一線から最低一票だけ抜き出ればよい。この「一票だけ抜き出した得票数」は、立候補者の数が増えれば増える程小さくなる。したがって、多人数の立候補があった場合のその票数では、立候補が少人数の場合にかならず当

選できるとは言えない。したがって、いかなる場合にあってもかならず当選し得るといふ得票数は、立候補の数が最小の場合の、すなわち、選出すべき議員の総数を越えること一人 (TS+1) が立候補した場合の「一票だけ抜き出した得票数」である。つまり、この最低得票数  $Q'$  は、有権者総数を総議席数プラス1で割った場合の商より大きい直近の整数である。これをコンピュータ言語の BASIC で表現すれば (以下同じ)<sup>(3)</sup>,

$$Q' = \text{INT}(TV / (TS + 1)) + 1$$

となる。一定の有権者総数と総議席数の下では、実際の投票率、立候補者数、他の候補者の得票数にかかわらず、 $Q'$  票を獲得した候補者はどんな場合にもかならず当選することができる。これは、 $Q'$  人の有権者の票が集まれば一人の議員を当選させ得るはずだということを意味する。つまり、

$$Q = Q'$$

であり、すなわち

$$Q = \text{INT}(TV / (TS + 1)) + 1$$

と考えることができる。

議員の選出がいくつかの単位 (選挙区) に分けて行なわれる場合の「国家という装置を利用する機会の標準」は、選挙区単位で算出される「その選挙区で選出される議員の数 (定数) 一人当たりの有権者数が  $Q$  である状態」である。すなわち、 $Q$  は、定数一に割当てられる有権者の数の標準といふことができる。これを、「割当て数 (もしくはクォータ (quota))」と呼ぶことにする。<sup>(4)</sup>

ここで特定の選挙区に注目し、そこにおける有権者の数を  $V$ 、そこに配分された定数を  $S$  とすれば、その選挙区における「装置利用の機会の優劣」 $W$ ——以下「一票の重さ」といった場合はこれを指す——は、

$$W = (S * Q) / V$$

で表現される。すなわち、指標  $W$  は、「ある定数に対して割当てられる標準の有権者数」( $S * Q$ ) が「実際の有権者数」( $V$ ) に占める割合を示している。この後者が前者と等しくなれば、したがって  $W=1$  となれば、その選挙区では定数対有権者数の標準の状態が達成されたことになる。(参照、《補論》。) すべ

ての選挙区のWの値が1となった場合、すべての選挙区においてこの標準の状態が達成されたことになり、同時に、すべての選挙区間で装置利用の機会に優劣がなくなり、装置利用の機会が均等になる。その意味で  $W=1$  は、議員定数配分の作業が目指すべき「標準」ということができる。<sup>(5)</sup>

もし、 $W>1$ 、すなわち、実際の有権者数が標準の有権者数よりも少なければ  $((S * Q) - V > 0)$ 、その選挙区における装置利用の機会は標準より優っている、いいかえればその選挙区の有権者にはなにがしかの「票の上乗せ」があることになる。その上乗せ分の、その選挙区の有権者一人当たりの大きさPは、 $W-1$  である ( $P=W-1$ )。Pに100を掛けて得られる値は、その上乗せ分が「標準の一票の何%」に当たるかを表わしている。もし  $W=1.5$  であれば  $P=0.5$  であり、そこでは50%の票の上乗せがあることになる。

もし、 $W<1$ 、すなわち、実際の有権者数が標準の有権者数よりも多ければ  $(V - (S * Q) > 0)$ 、その選挙区における装置利用の機会は標準より劣っている、いいかえればその選挙区の有権者にはなにがしかの「票の目減り」があることになる。その目減り分の、その選挙区の有権者一人当たりの大きさMは、 $1-W$  である ( $M=1-W$ )。Mに100を掛けて得られる値は、その目減り分が「標準の一票の何%」に当たるかを表わしている。もし  $W=0.5$  であれば  $M=0.5$  であり、そこでは50%の票の目減りがあることになる。<sup>(6)</sup>

このような状況——一票の重さに格差がある状態——から出発して標準を達成するというのは、つぎのことを意味する。

標準が達成されたというのは、すべての選挙区で  $W=1$  が成立することである。これは、各選挙区について  $S>0$  であり、 $Q=V/S$  が成立することである。いま、既存の選挙区名を  $i, j, \dots$  とし、各選挙区の有権者数を  $V_i, V_j, \dots$ 、各選挙区の定数を  $S_i, S_j, \dots$  とすれば、

$$Q = V_i/S_i = V_j/S_j = \dots$$

が成立することである。

この等式を成立させるためには、既存の各選挙区につき定数S、有権者数V、もしくはその双方に操作を加えなければならない。Sのみの操作、すなわち単

純な定数の増減だけで上記の等式が成立するのは、すべての選挙区において  $V$  が  $Q$  の整数倍であるという希有な場合だけである。このような事態は、実際問題としてはあり得ないと考えておいてよい。これは、議員定数の標準を達成するためには、既存の選挙区の有権者数  $V$  に操作を加える、すなわち、 $V$  が  $Q$  の整数倍に近づく（参照、註(5)）ように既存の選挙区の区割りに変更を加え、新たな  $V$  に対応する  $S$  を新しい選挙区それぞれに割付けるという作業が必要なことを意味する。

民主主義の価値を議員定数配分の局面で十全に実現しようとするならば、この等式が成立するように選挙区の区割りの操作をしなければならない。そのような区割りの変更を妨げる配慮はすべて、国家という装置利用の機会均等を妨げるもの、その意味で民主主義の価値の実現に反するものであると言わなければならない。<sup>(7)</sup>

ところで、通常の議論でいう「一票の重さの最大格差」 $G_{\max}$  は、この指標を用いて表現すれば、特定時点での各選挙区の  $W$  の最大値  $W_{\max}$  をその最小値  $W_{\min}$  で割って得られる商である。すなわち、

$$G_{\max} = W_{\max} / W_{\min}$$

である。同様に、選挙区  $i$  の格差  $G_i$  は、その選挙区の  $W$  の値を  $W_i$  とすれば、

$$G_i = W_{\max} / W_i$$

となる。通常の議論においていわれる「一票の格差をなくす」ということは、各選挙区の  $W$  の値がすべて 1、したがって  $W_{\max} = 1$ 、 $W_{\min} = 1$  となって、 $G_{\max} = 1$  となることをいう、と理解できる。

- (1) すべて価値は主観的である。私たちは、この主観的なものを論じ合い、互いに分かり合うために、価値を、ひとたびそれに対応すると考えられる事実をもって記述し、その事実を論ずることを通してふたたびその価値を論じようとしている。このように価値と関連づけられた事実が、方法論的にいえば「価値の指標」である。この指標をいかにうまく作るかにより、それを用いて論じようとする価値がいかにうまく論じられるかが決まる。
- (2) 国会議員の選挙では、無投票当選は実際問題としても例外である。国会議員の選挙では、第二次大戦後現行のいわゆる中選挙区制の下で行なわれた15回の衆議院議



員選挙, 13回の参議院議員選挙を通じて, 第1回参議院議員選挙の際の岐阜地方区で一回あったのみである。通常の議論で用いられる「議員一人当たりの有権者数」は, 「無投票当選の場合に当選人一人当たり何人の有権者がいたことになるかの数」である。

- (3) \* は「掛ける」, / は「割る」, INT ( ) は括弧内の値より小さな直近の整数値を意味する。
- (4) 衆議院事務局『第十五回衆議院議員総選挙一覧』(大正13年発行, 1ページ)は, 「其選挙区=於ケル確實ナル最低限度ノ当選点数」として本稿でいう Q を示している。また, Q のこの算出法は, 比例代表制度における当選基数の算出法中ドループ式およびハーゲンバッハ・ビシヨフ式のそれと同じである。参照, 西平重喜『選挙の国際比較——西ヨーロッパと日本——』(日本評論社・昭和44年, 130, 150ページ)。
- (5) 以上のように Q を規定した場合, すべての選挙区で  $W=1$  となることは, 実は論理的に不可能である。それは, つぎの状況を想定して見ることで明らかになる。

すべての選挙区で定数が1である ( $S=1$ ) 場合を考えてみよう。この状況で, 各選挙区の W の値が等しくなるということは, 各選挙区の有権者数が等しくなることである。その場合の各選挙区の有権者数 V は,

$$V=TV/TS$$

である。そもそも,  $W=(S * Q)/V$  であるから, この場合の W は,

$$W=(1 * Q)/V=Q/(TV/TS)$$

となる。ところで,

$$\begin{aligned} Q &= \text{INT}(TV/(TS+1)) + 1 \\ &\approx TV/(TS+1) \end{aligned}$$

なので,

$$\begin{aligned} W &\approx (TV/(TS+1))/(TV/TS) \\ &\approx (TV/(TS+1)) * (TS/TV) \\ &\approx TS/(TS+1) \\ &\approx ((TS+1)-1)/(TS+1) \\ &\approx 1 - (1/(TS+1)) \end{aligned}$$

となる。したがって, すべての選挙区は  $W=1$  に少し欠けるところに向けて収斂することになる。

この W の値は, 現在の総議席数  $TS=511$  の下では,  $W \approx 0.9980$  となる。かりに総議席数がいまの半分の  $TS=256$  に減少したとしても,  $W \approx 0.9961$  である。したがって, 議院の構成に極端な変化が導入されない限り, W はほぼ  $W=1$  に収斂すると考えておいてよい。(また, 5. 節に示す定数配分の方法が地方議会議員の定数配分に用いられるとしても, 選挙区が複数設けられる議会で, 総議席数がもっとも少

ないのは、原則として人口70万未満の都道府県の議会——定数40、地方自治法第90条——であり、この場合でさえ  $W \approx 0.9756$  である。）

- (6) Qは「定数一に割当てられる有権者の数の標準」である。したがって、特定選挙区の「定数Sに対応して想定される標準の有権者数」は  $(S * Q)$  となる。実際にその選挙区に存在する有権者の数をVとしたとき、その選挙区の標準の有権者数と実際の有権者数の大小関係には、つぎの三つの場合がある。

イ。「標準」……  $(S * Q) = V$  の場合。

$$\text{定義により } W = (S * Q) / V \quad \therefore W = 1$$

ロ。「票の上乗せ」……  $(S * Q) > V$  の場合。

$$\text{すなわち, } (S * Q) / V > 1 \quad \therefore W > 1$$

$$\text{また, } (S * Q) - V > 0$$

すなわち、その選挙区の現定数に対応する標準有権者数は、 $(S * Q) - V$  だけ、実際の有権者数より余分である。つまり、定数配分が実際の有権者数に比して過大である。この余分を、その選挙区の有権者一人当たり (P) に換算すれば、

$$\begin{aligned} P &= ((S * Q) - V) / V \\ &= (S * Q) / V - 1 \\ &= W - 1 \end{aligned}$$

となる。

ハ。「票の目減り」……  $(S * Q) < V$  の場合。

$$\text{すなわち, } (S * Q) / V < 1 \quad \therefore W < 1$$

$$\text{また, } V - (S * Q) > 0$$

すなわち、その選挙区の現定数に対応する標準有権者数は、 $V - (S * Q)$  だけ、実際の有権者数より少ない。つまり、定数配分が実際の有権者数に比して過小である。この少ない分を、その選挙区の有権者一人当たり (M) に換算すれば、

$$\begin{aligned} M &= (V - (S * Q)) / V \\ &= 1 - (S * Q) / V \\ &= 1 - W \end{aligned}$$

となる。

- (7) 註(5)に指摘したように、Wは  $W \approx 1 - (1 / (TS + 1))$  に向けて収斂する。この場合の各選挙区の有権者数VはQの整数倍ではなく、議員一人当たりの有権者数  $(TV / TS)$  の整数倍となる。

### 《補論》

指標Wのより厳密な説明はつぎのようになる。

議員定数の配分は、有権者一人当たりの「国家という装置を利用する機会」の大きさ  $W$  を変化させる。この変化は選挙区単位で生じる。すなわち、同一選挙区内の任意の有権者に生じる変化はすべて等しい。

この変化は、有権者でありながら「選挙権が拒否されている」という極限の状態 ( $S=0, W=0$ ) から、有権者一人当たりの「装置利用の機会」の大きさが次第に増加していく連続体の上で把らえることができる。

この極限の状態は、実際にはきわめて希な事態ではあるが、理論的にはその存在を想定しておかなければならない。たとえば、国家財政が極端な赤字状態に陥ったため、公職選挙法の定数配分規定は現在のままで特別の立法を行ない、歳出削減のため総議席数の10%に当たる数の議員は暫定的に選出しないことにし、そのいわば「休眠議席」を各総選挙ごとに回り持ちで特定選挙区に割当てる、などという事態は考え得ることである。

この増加分、すなわち、有権者一人当たりの「国家という装置を利用する機会」の大きさ  $W$  は、

「有権者一人当たりの基準の定数」 …… $SS$

を基礎にして表現することができる。(これは、たんなる「基準」であって、実現すべき「目標」, 「標準」の意味ではない。) そのために、まず適宜に、

「定数一当たりの基準の有権者数」 …… $SV$

を定める。 $SV$  が決まれば、 $SS$  はつぎのように定まる。

$$SS=1/SV$$

特定の定数配分の下での任意の選挙区における有権者一人当たりの「国家という装置を利用する機会」の大きさ  $W$  は、その選挙区における

「有権者一人当たりの実際の定数」 …… $S/V$

が、「有権者一人当たりの基準の定数」 $SS$  の何単位分に相当するかによって表現される。すなわち、 $W$  の定義式は、

$$\begin{aligned} W &= (S/V)/SS \\ &= (S/V)/(1/SV) \\ &= (S/V) * SV \end{aligned}$$

$$= (S * SV) / V$$

となる。

W は、「有権者一人当たりの実際の定数」(S/V) と「有権者一人当たりの基準の定数」(1/SV) の大小関係に対応して、つぎのような値のとり方をする。まず上の定義式から、 $V = (S * SV) / W$  ということができる。したがって、有権者一人当たりの定数に関して、

イ. 実際と基準が等しい場合： $S/V = 1/SV$

$$V = S * SV$$

$$(S * SV) / W = S * SV$$

$$W = (S * SV) / (S * SV) \quad \therefore W = 1$$

ロ. 実際が基準より小さい場合： $S/V < 1/SV$

$$V > S * SV$$

$$(S * SV) / W > S * SV$$

$$W < (S * SV) / (S * SV) \quad \therefore W < 1$$

ハ. 実際が基準より大きい場合： $S/V > 1/SV$

$$V < S * SV$$

$$(S * SV) / W < S * SV$$

$$W > (S * SV) / (S * SV) \quad \therefore W > 1$$

議員定数配分の是正を巡る通常の議論は、この W 算定の仕組みにおいて「有権者一人当たりの基準の定数」(SS) を定める基礎となる「定数一人当たりの基準の有権者数」(SV) を、各総選挙時に固有の事実的条件に依存する形で、各時点ごとに決めている。すなわち、ここでの SV は、人口移動などによって生じる各選挙区の有権者数の変化の結果として決まってくる。

したがって、その W は、特定時点での異なる選挙区間の「装置利用の機会」の大きさの比較には用い得るが、異なる時点間での比較には使えない。さらに、この場合の  $W = 1$ （「議員一人当たりの有権者数」が最小の選挙区の「装置利用の機会」の大きさ）は、「基準」ではあっても「実現すべき目標」ではない。

具体的には、通常の議論は、各選挙区につき「議員一人当たりの有権者数」(V/S)を求め、その最小値を「基準」のSVとしている。この基準となる最小値は、その時々々の偶然的な条件によって決まってくる。

この基準となる最小値を出した選挙区では、上記のイの条件が満たされるから、 $W=1$ となる。また、そもそもV/Sの最小値を基準としたのだから、基準となった区以外の選挙区では、上記ロの条件が満たされ、 $W<1$ となる。つまり、各選挙区のWの値の分布は、基準となる選挙区の $W=1$ を上端とし、 $W=0$ に向けて広がることになる。

各総選挙ごとのWの値の分布を、4.節の【図1】の形で表示すれば、右端は $W=1$ のところ揃い、左端に揃いができることになる。この表示の仕方は、それぞれの総選挙に関する表示の基準が毎回の偶然的条件に依存しているので、異なる総選挙の間での比較をすることには意味がない。また、この $W=1$ は、基準ではあっても、実現すべき目標ではない。実現すべき目標が、各回の分布の上端と下端の間にあることは明らかであるが、それがどこなのかは、この基準のとり方では表示できない。

通常の議論で用いられる「格差何倍」の値は、このようにして構成される各選挙区のWの値の逆数に当たる。つまり、通常の議論は、方法論的には、ひとたび指標Wを構成し、つぎにその逆数をとるという複雑な操作をしていることになる。

これに対して本稿は、ほかよりも価値が高かったがって「実現すべき目標」である「装置利用の機会」の大きさを、標準として設定した。しかも、それを、W算出時に固有の事実的条件に左右されないような一般的な事実を用いて表現した。それが、SVをQに求めることである。上記のWの定義式に $SV=Q$ を代入すれば、本文中の定義式が得られる。

本稿は、W算定の仕組みにおける基準を価値の標準に求めることにより、Wが「実現すべき目標」と、目標と現実の間に存在する隔たりを表現できるように構成した。そして、その標準をすべての選挙区において達成することで、国家という装置を利用する機会の均等化を実現しようとする論理構成をとっている。

#### 4：衆議院議員定数配分の状況

以上の検討の結果得られた「国家という装置を利用する機会の優劣」を示す指標 W を用いて、第二次大戦後の衆議院議員総選挙について、上記の機会の均等性がどの程度まで確保されてきたか、または確保されてこなかったかを分析してみよう。

第二次大戦後施行された初の総選挙は、昭和21年4月の第22回である。しかし、これは、定数10を越す選挙区も多数存在したいわゆる大選挙区制の選挙であった。つぎの第23回（昭和22年4月施行）からもっとも新しい第37回（昭和58年12月施行）までは、いわゆる中選挙区制による選挙である。したがって、分析の対象は、比較が可能な、あとの15回の総選挙に限ることにする。

第23回の総選挙は、選挙区数 117、定数 466 で施行された。この定数配分は、奄美群島の日本復帰にともない、昭和28年11月の「奄美群島の復帰に伴う法令の暫定措置等に関する法律」により、同群島が定数一の選挙区として追加されたことにより改正された。これにより、選挙区数は 118、定数は 467 となった。この定数配分に基づく総選挙は、昭和30年2月施行の第27回から昭和38年11月施行の第30回までの4回である。

その後、昭和39年には、第二次選挙制度審議会の答申に基づき、「衆議院議員の選挙区別定数の不均衡是正を内容とする」定数の再配分<sup>(1)</sup>が行なわれた。その内容は、それぞれ二区に分割された選挙区が五区、単純に定数が増やされた選挙区が七区で、合計 19 の定数増が行なわれた。この結果、選挙区数は 123、定数は 486 となった。この定数配分に基づく総選挙は、昭和42年1月施行の第31回と昭和44年12月施行の第32回の2回である。

また、昭和46年には、「沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律」の制定にともない、沖縄県の区域をもって定数5の選挙区が設けられた。この結果、選挙区数は 124、定数は 491 となった。この定数配分に基づく総選挙は、昭和47年12月施行の第33回の1回だけである。

さらに、昭和50年に公職選挙法の一部改正が行なわれ、六つの選挙区をそれぞれ二つに分割し、五つの選挙区で単純に定数の増員が行なわれた。この結果、選挙区数は130、定数は511となった。この定数配分は、昭和51年12月施行の第34回総選挙から実施され、昭和58年12月に施行されたもっとも新しい第37回まで4回の総選挙が、その定数配分の下で行なわれている。

### 1) 各回の総選挙の分析

各回の総選挙時における議員定数の配分状況を分析するには、各回ごとに、各選挙区についてその名称、選挙当日の有権者数、定数を知る必要がある。これらは、おもに、衆議院事務局が各総選挙ごとに発行する『衆議院議員総選挙一覧』（第23回、第25回から第27回）、および、自治省選挙部が同様に発行する『衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査 結果調』（第28回から第37回）によったが、一部は全国選挙管理委員会事務局発行の『選挙年鑑』（第24回）によった。

総選挙各回の議員定数配分状況の分析の例として、第37回の分析結果を【表1】（後掲）に示す。

「ク倍数」は、各選挙区の有権者数を  $Q$  すなわち「割当て数（クォータ）」で割って得た商である。すでに指摘したように、割当て数は、その人数だけの有権者の票が集まれば一人の議員を当選させ得るはずだという数値である。したがって、各選挙区は、最低、この数値の整数部分に相当する数の定数の配分を受けていて然るべきだということになる。

「必要数」は、各選挙区の定数に割当て数を掛けて得られた積である。これは、各選挙区が現に配分されている定数だけの議員を当選させるには、理論的にはこれだけの数の有権者が必要になる、という数である。

「損票／儲票＋」欄は、「必要数」から「有権者数」を引いて得た数値である。もしそれが負——同欄での表示は無印——であれば、それはつぎのことを意味する。その選挙区では、かりにその数だけ有権者が減っても、理論上は現在の定数配分を受けられる。いいかえれば、その選挙区では、全有権者中その数だ

けの人には選挙権が与えられていないに等しいことになる。現実には、それだけの数の無意味な票をその選挙区の有権者全員で分かち合っているから、その分だけ彼らは「票の目減り」、「票の損」を被っていることになる。

もしこの数値が正——同欄では表示に＋印を付与——であれば、それはつぎのことを意味する。この選挙区では、理論上は、この数だけの有権者が余分にはいなければ、現在の定数配分は受けられない。つまり、その選挙区は、その分だけ儲けている。その意味で、これだけの量の「票の儲け」があるといえる。現実には、それだけの量の票の儲けは、実際に存在する有権者の間に配分されていると考えられるから、その分だけ、その選挙区の有権者には「票の上乗せ」があることになる。

有権者数が必要数を上回る選挙区では「票の目減り」が生じ、その逆の選挙区では有権者が「票の上乗せ」を持つことになる。国家という装置を利用する機会の、有権者の間での不均等は、このようにして生じてくる。

「票重さ」欄は、「装置利用の機会の優劣（軽重）」を、前節で構成した指標 $W$ を用いて表示してある。この機会がその標準（ $W=1$ ）にもっとも近いのは、静岡二区である。「票の上乗せ」がもっとも大きいのは兵庫五区で、ここでは各有権者が標準の二倍以上の、装置利用の機会を享受していることになる。反対に、「票の目減り」がもっとも大きいのは千葉四区で、ここでは各有権者は標準の半分以下の機会しか得ていないことになる。

昭和58年12月に施行された第37回衆議院議員総選挙の際の定数配分が、いかに大きな問題をはらんでいたかは、「一部有権者に対する選挙権の実質的拒否」の観点から考えて見るとよく分かる。たとえば北海道一区では、同選挙区の全有権者中 822,780 人には標準の重さの一票がそれぞれ与えられていたが、残りの 665,200 人には「事実上選挙権が与えられていなかった」と考えることができる。千葉四区にいたっては、選挙権を持つ者 493,668 人に対し、「事実上それが与えられていなかった者」は 589,001 人で、後者の数の方が前者の数よりも多い。この「事実上選挙権が与えられていない者」の数は、全国で 11,684,292 人、全有権者の 13.9% にも登った。



## 2) 15回の総選挙を通しての分析

【表2】(後掲)は、分析の対象とした15回の総選挙の各回、および、6.節で論ずる議員定数再配分の結果(衆議院RDという名称がつけてある)につき、つぎの項目だけを抜粋して示したものである。

「票の重さ」の項は、装置利用の機会の優劣の指標  $W$  の、最大値を持つ選挙区、もっとも標準 ( $W=1$ ) に近い値を持つ選挙区、最小値を持つ選挙区の、選挙区名、有権者数、定数、 $W$  の値を示す。「最小:最大=」のつぎに示したのは、最大値を最小値で割った数値で、通常の議論でいわれる「一票の重さの最大格差」を示す。これらの数値は  $W$  の分布の範囲は示しているが、分布の形は示し得ない。

「標準からのズレ」は、各選挙区の  $W$  の値につき、標準 ( $W=1$ ) からの隔たり(絶対値)を求め、その値にその選挙区の有権者数を掛けて得られる積を全選挙区にわたって合計し、その和を有権者の総数で割ったものである。つまり、これは、一人一人の有権者が持つ現実の装置利用の機会の、標準からのズレの平均を示している。「上方平均」は票の上乗せがある ( $W>1$ ) 側の、「下方平均」は票の目減りがある ( $W<1$ ) 側の平均である。「全平均」は全選挙区にわたっての平均である。これらの数値は、ある程度、 $W$  の分布の形を推測させるものである。(【表1】の「標準からのズレ」はこれと同じ数値である。)

「区分」は、 $W$  の値を11クラスに区分し、その各クラスに属する選挙区の数を実数で示したものである。クラスの区分は、装置利用の機会の標準 ( $W=1$ ) に対し、各選挙区の有権者一人当たりの「票の上乗せ」または「票の目減り」が「標準となる一票」の何%に当たるかに注目して行なった。すなわち、上乗せと目減りが対称的な点——75% ( $W=1.75$ ,  $W=0.25$ )、50% ( $W=1.5$ ,  $W=0.5$ )、25% ( $W=1.25$ ,  $W=0.75$ )、10% ( $W=1.1$ ,  $W=0.9$ )、上乗せが100%の点 ( $W=2.0$ )、上乗せが200%の点 ( $W=3.0$ ) に注目し、それぞれを境界とした。この結果、 $W$  の値が小さい方から数えて第五番目のクラスは、標準を中心として上乗せと目減りが10%を超えない範囲 ( $0.9<W<1.1$ ) となる。表における表示は、左から右へ行くにしたがって  $W$  の値が増加する順になっている。

【図 1】 票の重さ：最大、最小、平均の推移

選挙名	0	.5	1	1.5	2	3
衆議院23	0.762		*** **		1.251	0.080
衆議院24	0.615		***** *****		1.286	0.093
衆議院25	0.532		***** *****		1.361	0.137
衆議院26	0.528		***** *****		1.366	0.137
衆議院27	0.520		***** *****		1.396	0.152
衆議院28	0.514		***** *****		1.425	0.172
衆議院29	0.505		***** *****		1.524	0.195
衆議院30	0.464		***** *****		1.647	0.246
衆議院31	0.492		***** *****		1.720	0.250
衆議院32	0.422		***** *****		1.824	0.271
衆議院33	0.380		***** *****		1.894	0.291
衆議院34	0.541		***** *****		1.893	0.255
衆議院35	0.499		***** *****		1.931	0.261
衆議院36	0.492		***** *****		1.942	0.263
衆議院37	0.456		***** *****		2.010	0.275
衆議院RD	0.851		** **		1.146	0.054

【図 2】 票の重さ：区分ごとの選挙区数の推移（実数）

選挙名	0	.5	1	1.5	2	3					
衆議院23	0	0	0	14	77	25	1	0	0	0	0
衆議院24	0	0	5	9	81	21	1	0	0	0	0
衆議院25	0	0	10	6	58	35	8	0	0	0	0
衆議院26	0	0	10	7	57	34	9	0	0	0	0
衆議院27	0	0	10	7	57	32	12	0	0	0	0
衆議院28	0	0	12	7	50	35	14	0	0	0	0
衆議院29	0	0	13	7	44	32	21	1	0	0	0
衆議院30	0	2	15	5	28	33	32	3	0	0	0
衆議院31	0	1	19	12	26	25	34	6	0	0	0
衆議院32	0	4	14	14	24	22	33	11	1	0	0
衆議院33	0	5	14	13	21	22	33	13	3	0	0
衆議院34	0	0	25	14	26	26	26	10	3	0	0
衆議院35	0	1	23	11	29	26	26	11	3	0	0
衆議院36	0	1	24	9	29	26	27	11	3	0	0
衆議院37	0	2	22	11	27	26	24	14	3	1	0
衆議院RD	0	0	0	9	109	9	0	0	0	0	0

「施行日」は、初めの二桁が月、つぎの二桁が日、終りの二桁が西暦年の下二桁を表わす。

【図 1】 から 【図 3】 は、【表 2】 の内容を図表化したものである。

【図 1】 は、総選挙の各回について、各選挙区の W の値の分布の範囲を示し



がら検討すると、つぎの諸点が明らかになる。

票の重さの標準からの隔たり——装置利用の機会の不均等性——には、間に二回の意図的な定数配分の是正（昭和39年、昭和50年）があったにもかかわらず、15回の総選挙を通じて明らかに拡大する傾向が見られる。一見して明らかなのは、Wの最大値および最小値が標準（ $W=1$ ）から大きく離れる傾向にあることである。Wの値の分布の形を考慮にいれば、より重要なのは、標準からのズレの平均が、全・上・下いずれを取っても広がる傾向を示していることである。選挙区単位の表示になっているが、【図3】は\*印の部分が激減している様子を示しており、装置利用の機会が標準に近い選挙区の数が急速に減って行くのがよく分かる。

以上の検討結果は、二回にわたって実施された定数配分の是正が、まったく効果的ではなかった、是正というにはあまりにも不十分であったことを示唆している。二回の試みそれぞれについて検討を加えてみよう。

本稿が分析の対象としている期間で、「選挙区別定数の不均衡是正」を目指したはじめての法改正は、昭和39年のそれである。この改正直前の総選挙は第30回であり、この改正の効果が現われたはじめての総選挙は第31回である。この改正により、通常の議論でいわれる「一票の重さの最大格差」は、第30回の3.55倍が第31回の3.50倍に引き下げられた。しかし、その内実は、事態の改善には程遠いものであったといわなければならない。

Wの最大値は、第30回の1.65が第31回の1.72にむしろ開いている。一方、最小値は0.46から0.49に縮まっており、いわゆる最大格差の僅かな低下は、この最小値の改善によって生じたといえる。Wの値の分布の標準からのズレを見ると、縮まっているのは標準より下の部分についてだけである。全体および上の部分は、むしろ拡大の方向にある。

要するにこの改正では、「一票の重さの最大格差」を僅かに引き下げするために、Wの値の分布の全体的な再編成には手をつけず、分布の下端だけをいじる辻つま合わせをしたに過ぎない。いわゆる最大格差は、このように基準値となる分布の下端さえ操作すれば、容易に引き下げることが可能である。しかし、この

種の操作の実態は、分布全体の形とは無関係な、したがって、一人一人の有権者の「国家という装置を利用する機会」が全体的に標準に向かって均等化することとは無関係な、「見せかけの改善」にすぎない。

さらにこの改正の理論的な合理性を疑わせるのはつぎの点である。それは、分割増員なり、単純な増員なりで定数の改正が行なわれた12選挙区の内、 $W$ の値がもっとも標準 ( $W=1$ ) に近かったのは大阪五区の0.638であったが、 $W$ の値がこれより小さく、しかも改正の手が加えられなかった選挙区が二つあったことである。その二区とは、東京七区 ( $W=0.621$ ) と神奈川二区 ( $W=0.598$ ) である。改正の手を加える  $W$  の上限値を0.638とした理論上の根拠を示すことは難しい。まして、東京七区と神奈川二区をその例外とする根拠を探し出すことは、さらに困難と思われる。

この改正が辻つま合わせ的であったことは、すでに指摘した第31回総選挙に現われたその効果にも示されている。つけ加えれば、第31回総選挙における  $W$  の最小値は、この改正がなぜか手をつけなかった東京七区のそれであった。また、 $W$  の下位二クラスに属す20の選挙区の内12までもが、この改正の手が加わった選挙区であった。<sup>(3)</sup>

同様の指摘は、昭和50年に行なわれた次回の定数配分の改正についてもなしうる。この改正直前の総選挙は第33回であり、この改正の効果が現われたはじめての総選挙は第34回である。この改正により、通常の議論でいわれる「一票の重さの最大格差」は、第33回の4.99倍が第34回の3.50倍に大幅に引き下げられた。しかし、その内実は、前回同様かなり問題を含むものであった。

$W$  の最大値は、第33回が1.8938で、第34回が1.8930とほぼ変わっていない。一方、最小値は0.38から0.54に僅かに縮まっており、いわゆる最大格差の低下は、この最小値の改善によって生じたといえることができる。 $W$  の値の分布の標準からのズレを見ると、全体および標準より下の部分については開きが縮まっているが、上の部分ではさほど顕著な縮まりを見せていない。要するにこの改正でも、「一票の重さの最大格差」を引き下げするために、 $W$  の値の分布の全体的な再編成には手をつけず、分布の下端だけをいじる、辻つま合わせの操作

が行なわれたということができる。

前回同様の理論上の問題点はここにもある。操作が加えられた11選挙区内、 $W$ の値がもっとも標準（ $W=1$ ）に近かったのは愛知6区の0.651であったが、操作の手を加える $W$ の上限値をこれとした理論上の根拠は何であろうか。それを探し出すことはきわめて困難であろう。

この改正の第34回総選挙に現われた効果も限られたものであった。すでに指摘したことにつけ加えれば、第34回総選挙における $W$ の最小値は、この改正によって生まれた千葉4区のそれであった。また、 $W$ の最下位クラスに属す25の選挙区内13までもが、この改正が操作を加えた選挙区であった<sup>(4)</sup>。

以上二回の法改正に見られる理論上の問題点、辻つま合わせの性格は、いわゆる「一票の重さの最大格差」という理論的には問題のある指標を用いるところから生じている。この指標によれば、票の重さ——国家という装置を利用する機会——の標準は示し得ない。したがって、議員定数配分の是正は、各選挙区の票の重さをどこに収斂させたらよいか分らずに、いわば当てずっぽうに行なわれることになる。それがもたらす効果が十分でないのは、むしろ当然のことといえよう。3.節で触れた自民党の「六・六増減案」は、たしかに最大格差を縮小させるであろう。しかし、それが本稿で構成した類いの標準をもたない限り、本節で検討した二回の法改正に見られる理論上の問題点と辻つま合わせの性格が払拭されるとは考えられない。

(1) 自治省選挙部『選挙年鑑（自昭和39年至昭和43年）』、7～8ページ。

(2)  $W$ の値のクラス分けは、正確に言えば、つぎのようにしてある。

クラス 1	$W \leq .25$
クラス 2	$.25 < W \leq .5$
クラス 3	$.5 < W \leq .75$
クラス 4	$.75 < W \leq .9$
クラス 5	$.9 < W < 1.1$
クラス 6	$1.1 \leq W < 1.25$
クラス 7	$1.25 \leq W < 1.5$
クラス 8	$1.5 \leq W < 1.75$
クラス 9	$1.75 \leq W < 2.0$

クラス 10  $2.0 \leq W < 3.0$

クラス 11  $3.0 \leq W$

- (3) 昭和39年の改正で、選挙区の区割り、定数に手が加えられた選挙区の、名称、第30回総選挙の際の  $W$ 、改正後の第31回総選挙の際の  $W$  は、つぎの通りであった。左側が第30回、右側が第31回である。

イ. 分割増員が行なわれた選挙区

東京1区	0.541	→	東京1区	0.706
			東京8区	0.852
東京5区	0.503	→	東京5区	0.681
			東京9区	0.608
東京6区	0.501	→	東京6区	0.822
			東京10区	0.572
愛知1区	0.556	→	愛知1区	0.589
			愛知6区	0.642
大阪1区	0.485	→	大阪1区	0.696
			大阪6区	0.695

ロ. 単純増員が行なわれた選挙区

東京2区	0.518	→	0.795
東京3区	0.630	→	0.698
東京4区	0.523	→	0.770
神奈川1区	0.464	→	0.536
大阪2区	0.580	→	0.711
大阪5区	0.638	→	0.779
兵庫1区	0.505	→	0.636

- (4) 昭和50年の改正で、選挙区の区割り、定数に手が加えられた選挙区の、名称、第33回総選挙の際の  $W$ 、改正後の第34回総選挙の際の  $W$  は、つぎの通りであった。左側が第33回、右側が第34回である。

イ. 分割増員が行なわれた選挙区

埼玉1区	0.499	→	埼玉1区	0.646
			埼玉5区	0.683
千葉1区	0.393	→	千葉1区	0.610
			千葉4区	0.541
東京7区	0.408	→	東京7区	0.608
			東京11区	0.596
神奈川1区	0.448	→	神奈川1区	0.745
			神奈川4区	0.607

議員定数配分の是正と民主主義（1）

神奈川 3 区	0.608	→	神奈川 3 区	0.560
			神奈川 5 区	0.761
大阪 3 区	0.380	→	大阪 3 区	0.595
			大阪 7 区	0.639

ロ. 単純増員が行なわれた選挙区

東京10区	0.583	→	0.732
神奈川 2 区	0.534	→	0.646
愛知 1 区	0.627	→	0.840
愛知 6 区	0.651	→	0.879
兵庫 1 区	0.649	→	0.803



【表 1】 選挙区ごとの票の重さ（第37回総選挙）

有権者総数：84252608 総議席数：511 クォータ：164556

選挙区名	有権者数	ク倍数	定数	必要数	換票/儲票+	票重さ
北海道 1	1487980	9.04239	5	822780	665200	0.552951
北海道 2	545163	3.31293	4	658224	113061+	1.207389
北海道 3	413950	2.51556	3	493668	79718+	1.192579
北海道 4	755472	4.59097	5	822780	67308+	1.089094
北海道 5	798917	4.85499	5	822780	23863+	1.029869
青森 1	699826	4.25281	4	658224	41602	0.940554
青森 2	400020	2.43090	3	493668	93648+	1.234108
岩手 1	605399	3.67898	4	658224	52825+	1.087257
岩手 2	430919	2.61868	4	658224	227305+	1.527489
宮城 1	1088432	6.61436	5	822780	265652	0.755931
宮城 2	421126	2.55917	4	658224	237098+	1.563010
秋田 1	551716	3.35276	4	658224	106508+	1.193049
秋田 2	384705	2.33784	4	658224	273519+	1.710984
山形 1	519747	3.15848	4	658224	138477+	1.266432
山形 2	407650	2.47727	4	658224	250574+	1.614679
福島 1	533657	3.24301	4	658224	124567+	1.233421
福島 2	540263	3.28316	5	822780	282517+	1.522925
福島 3	398231	2.42003	3	493668	95437+	1.239652
茨城 1	752713	4.57421	4	658224	94489	0.874469
茨城 2	453964	2.75872	3	493668	39704+	1.087461
茨城 3	660080	4.01128	5	822780	162700+	1.246485
栃木 1	712822	4.33179	5	822780	109958+	1.154257
栃木 2	576473	3.50320	5	822780	246307+	1.427265
群馬 1	458502	2.78630	3	493668	35166+	1.076698
群馬 2	364462	2.21482	3	493668	129206+	0.512459
群馬 3	509988	3.09918	4	658224	148236+	1.290666
埼玉 1	792941	4.81867	3	493668	299273	0.622578
埼玉 2	963331	5.85412	3	493668	469663	0.512459
埼玉 3	411592	2.50123	3	493668	82076+	1.199411
埼玉 4	872895	5.30455	3	493668	379227	0.565553
埼玉 5	776024	4.71587	3	493668	282356	0.636150
千葉 1	1172547	7.12552	4	658224	514323	0.561363
千葉 2	543293	3.30157	4	658224	114931+	1.211545
千葉 3	623821	3.79093	5	822780	198959+	1.318936
千葉 4	1082669	6.57933	3	493668	589001	0.455973
東京 1	456747	2.77563	3	493668	36921+	1.080835
東京 2	781973	4.75202	5	822780	40807+	1.052185
東京 3	794489	4.82808	4	658224	136265	0.828487
東京 4	840600	5.10829	5	822780	17820	0.978801
東京 5	625680	3.80223	3	493668	132012	0.789010
東京 6	589395	3.58173	4	658224	68829+	1.116779
東京 7	1081159	6.57016	4	658224	422935	0.608813
東京 8	353728	2.14959	3	493668	139940+	1.395615
東京 9	639963	3.88903	3	493668	146295	0.771401
東京 10	1091399	6.63239	5	822780	268619	0.753876
東京 11	1223564	7.43555	4	658224	565340	0.537956
神奈川 1	884573	5.37551	4	658224	226349	0.744115
神奈川 2	1279795	7.77726	5	822780	457015	0.642900
神奈川 3	996973	6.05856	3	493668	503305	0.495167

議員定数配分の是正と民主主義（1）

選挙区名	有権者数	ク倍数	定数	必要数	損票/蹶票+	票重さ
神奈川 4	1149427	6.98502	4	658224	491203	0.572654
神奈川 5	703369	4.27434	3	493668	209701	0.701862
新潟 1	521046	3.16638	3	493668	27378	0.947456
新潟 2	407705	2.47761	4	658224	250519+	1.614461
新潟 3	554377	3.36893	5	822780	268403+	1.484152
新潟 4	296500	1.80182	3	493668	197168+	1.664985
富山 1	445824	2.70925	3	493668	47844+	1.107316
富山 2	356490	2.16638	3	493668	137178+	1.384802
石川 1	534698	3.24934	3	493668	41030	0.923265
石川 2	268151	1.62954	3	493668	225517+	1.841007
福井	577019	3.50652	4	658224	81205+	1.140732
山梨	587076	3.56764	5	822780	235704+	1.401488
長野 1	415885	2.52732	3	493668	77783+	1.187030
長野 2	338191	2.05517	3	493668	155477+	1.459731
長野 3	409457	2.48825	4	658224	248767+	1.607553
長野 4	361024	2.19393	3	493668	132644+	1.367410
岐阜 1	866142	5.26351	5	822780	43362	0.949937
岐阜 2	534314	3.24700	4	658224	123910+	1.231905
静岡 1	955575	5.80699	5	822780	132795	0.861031
静岡 2	821516	4.99232	5	822780	1264+	1.001539
静岡 3	701613	4.26367	4	658224	43389	0.938158
愛知 1	742635	4.51296	4	658224	84411	0.886336
愛知 2	899356	5.46535	4	658224	241132	0.731884
愛知 3	675707	4.10624	3	493668	182039	0.730595
愛知 4	804377	4.88817	4	658224	146153	0.818303
愛知 5	485608	2.95102	3	493668	8060+	1.016598
愛知 6	724191	4.40088	4	658224	65967	0.908909
三重 1	809468	4.91910	5	822780	13312+	1.016445
三重 2	422163	2.56547	4	658224	236061+	1.559170
滋賀	779619	4.73771	5	822780	43161+	1.055362
京都 1	654702	3.97860	5	822780	168078+	1.256724
京都 2	1153188	7.00788	5	822780	330408	0.713483
大阪 1	524771	3.18901	3	493668	31103	0.940730
大阪 2	860020	5.22631	5	822780	37240	0.956699
大阪 3	1135868	6.90262	4	658224	477644	0.579490
大阪 4	990816	6.02115	4	658224	332592	0.664325
大阪 5	1095745	6.65880	4	658224	437521	0.600709
大阪 6	497039	3.02049	3	493668	3371	0.993218
大阪 7	771669	4.68940	3	493668	278001	0.639741
兵庫 1	988342	6.00611	5	822780	165562	0.832485
兵庫 2	1217233	7.39707	5	822780	394453	0.675943
兵庫 3	625126	3.79886	3	493668	131458	0.789710
兵庫 4	588279	3.57495	4	658224	69945+	1.118898
兵庫 5	245580	1.49238	3	493668	248088+	2.010213
奈良	884139	5.37288	5	822780	61359	0.930600
和歌山 1	482936	2.93478	3	493668	10732+	1.022222
和歌山 2	307776	1.87034	3	493668	185892+	1.603985
鳥取	447237	2.71784	4	658224	210987+	1.471757
島根	580340	3.52670	5	822780	242440+	1.417755
岡山 1	672553	4.08708	5	822780	150227+	1.223368
岡山 2	695075	4.22394	5	822780	127705+	1.183728
広島 1	815554	4.95609	3	493668	321886	0.605316
広島 2	502690	3.05483	4	658224	155534+	1.309403

選挙区名	有権者数	ク倍数	定数	必要数	損票/儲票+	票重さ
広島 3	648214	3.93917	5	822780	174566+	1.269303
山口 1	545270	3.31358	4	658224	112954+	1.207152
山口 2	608830	3.69983	5	822780	213950+	1.351412
徳島	612499	3.72213	5	822780	210281+	1.343316
香川 1	396692	2.41068	3	493668	96976+	1.244462
香川 2	337209	2.04921	3	493668	156459+	1.463982
愛媛 1	425167	2.58372	3	493668	68501+	1.161116
愛媛 2	402662	2.44696	3	493668	91006+	1.226011
愛媛 3	274618	1.66884	3	493668	219050+	1.797653
高知	624694	3.79624	5	822780	198086+	1.317093
福岡 1	1291478	7.84826	5	822780	468698	0.637084
福岡 2	722475	4.39045	5	822780	100305+	1.138835
福岡 3	632658	3.84464	5	822780	190122+	1.300513
福岡 4	643497	3.91050	4	658224	14727+	1.022886
佐賀	623388	3.78830	5	822780	199392+	1.319852
長崎 1	676215	4.10933	5	822780	146565+	1.216743
長崎 2	445613	2.70797	4	658224	212611+	1.477120
熊本 1	770203	4.68049	5	822780	52577+	1.068264
熊本 2	545536	3.31520	5	822780	277244+	1.508205
大分 1	587349	3.56930	4	658224	70875+	1.120669
大分 2	312050	1.89632	3	493668	181618+	1.582016
宮崎 1	521363	3.16830	3	493668	27695	0.946880
宮崎 2	314509	1.91126	3	493668	179159+	1.569647
鹿児島 1	598915	3.63958	4	658224	59309+	1.099027
鹿児島 2	340056	2.06651	3	493668	153612+	1.451726
鹿児島 3	259172	1.57498	3	493668	234496+	1.904789
鹿児島 4	109356	0.66455	1	164556	55200+	1.504773
沖縄	746391	4.53579	5	822780	76389+	1.102344

票の重さ:	最大…兵庫 5	2.010213
	標準…静岡 2	1.001539
標準からのズレ:	最小…千葉 4	0.455973
	全平均…	0.275411
損票計:	上方平均…	0.271344
	下方平均…	0.279542
	11684292	13.8682 %

【表 2】 票の重さ（総選挙第23回から第37回、再配分結果）

-----  
 選挙名：衆議院23 施行日：042547 選挙区数： 117  
 有権者総数：40950331 総議席数： 466 クォータ：87689  
 票の重さ 最小：最大= 1.6422  
 最大= 愛媛 1 有権者数： 210309 定数： 3 重さ： 1.25086  
 標準= 群馬 3 有権者数： 350320 定数： 4 重さ： 1.00124  
 最小= 東京 1 有権者数： 460490 定数： 4 重さ： 0.76170  
 標準からのズレ  
 全平均= 0.07997 上方平均= 0.07516 下方平均= 0.08513  
 損票計：1680953 ( 4.105%)  
 区分： | 0| 0| 0| 0| 14| 77| 25| 1| 0| 0| 0| 0|

-----  
 選挙名：衆議院24 施行日：012349 選挙区数： 117  
 有権者総数：42114200 総議席数： 466 クォータ：90181  
 票の重さ 最小：最大= 2.0901  
 最大= 群馬 2 有権者数： 210405 定数： 3 重さ： 1.28582  
 標準= 岐阜 1 有権者数： 448671 定数： 5 重さ： 1.00498  
 最小= 東京 1 有権者数： 586343 定数： 4 重さ： 0.61521  
 標準からのズレ  
 全平均= 0.09276 上方平均= 0.09011 下方平均= 0.09544  
 損票計：1998237 ( 4.745%)  
 区分： | 0| 0| 0| 5| 9| 81| 21| 1| 0| 0| 0| 0|

-----  
 選挙名：衆議院25 施行日：100152 選挙区数： 117  
 有権者総数：46772679 総議席数： 466 クォータ：100156  
 票の重さ 最小：最大= 2.5573  
 最大= 群馬 2 有権者数： 220735 定数： 3 重さ： 1.36122  
 標準= 大分 1 有権者数： 400094 定数： 4 重さ： 1.00132  
 最小= 東京 1 有権者数： 752648 定数： 4 重さ： 0.53229  
 標準からのズレ  
 全平均= 0.13691 上方平均= 0.11022 下方平均= 0.17892  
 損票計：3251872 ( 6.953%)  
 区分： | 0| 0| 0| 10| 6| 58| 35| 8| 0| 0| 0| 0|

-----  
 選挙名：衆議院26 施行日：041953 選挙区数： 117  
 有権者総数：47090167 総議席数： 466 クォータ：100836  
 票の重さ 最小：最大= 2.5873  
 最大= 群馬 2 有権者数： 221467 定数： 3 重さ： 1.36593  
 標準= 三重 1 有権者数： 502170 定数： 5 重さ： 1.00400  
 最小= 東京 1 有権者数： 763991 定数： 4 重さ： 0.52794  
 標準からのズレ  
 全平均= 0.13707 上方平均= 0.11193 下方平均= 0.17522  
 損票計：3277603 ( 6.960%)  
 区分： | 0| 0| 0| 10| 7| 57| 34| 9| 0| 0| 0| 0|

-----  
 選挙名: 衆議院27 施行日: 022755 選挙区数: 118  
 有権者総数: 49235375 総議席数: 467 クォータ: 105204  
 票の重さ 最小: 最大= 2.6840  
 最大= 群馬 2 有権者数: 226026 定数: 3 重さ: 1.39635  
 標準= 鹿児島 2 有権者数: 316315 定数: 3 重さ: 0.99778  
 最小= 東京 1 有権者数: 808865 定数: 4 重さ: 0.52025  
 標準からのズレ  
 全平均= 0.15168 上方平均= 0.11742 下方平均= 0.21173  
 損票計: 3786466 (7.691%)  
 区分: | 0| 0| 10| 7| 57| 32| 12| 0| 0| 0| 0|

-----  
 選挙名: 衆議院28 施行日: 052258 選挙区数: 118  
 有権者総数: 52013529 総議席数: 467 クォータ: 111141  
 票の重さ 最小: 最大= 2.7695  
 最大= 群馬 2 有権者数: 234033 定数: 3 重さ: 1.42468  
 標準= 岩手 1 有権者数: 444436 定数: 4 重さ: 1.00029  
 最小= 東京 1 有権者数: 864214 定数: 4 重さ: 0.51441  
 標準からのズレ  
 全平均= 0.17238 上方平均= 0.14220 下方平均= 0.21739  
 損票計: 4538305 (8.725%)  
 区分: | 0| 0| 12| 7| 50| 35| 14| 0| 0| 0| 0|

-----  
 選挙名: 衆議院29 施行日: 112060 選挙区数: 118  
 有権者総数: 54312993 総議席数: 467 クォータ: 116054  
 票の重さ 最小: 最大= 3.0187  
 最大= 兵庫 5 有権者数: 228485 定数: 3 重さ: 1.52378  
 標準= 愛知 3 有権者数: 350170 定数: 3 重さ: 0.99427  
 最小= 兵庫 1 有権者数: 689719 定数: 3 重さ: 0.50479  
 標準からのズレ  
 全平均= 0.19450 上方平均= 0.16370 下方平均= 0.23839  
 損票計: 5339839 (9.832%)  
 区分: | 0| 0| 13| 7| 44| 32| 21| 1| 0| 0| 0|

-----  
 選挙名: 衆議院30 施行日: 112163 選挙区数: 118  
 有権者総数: 58281678 総議席数: 467 クォータ: 124534  
 票の重さ 最小: 最大= 3.5494  
 最大= 兵庫 5 有権者数: 226789 定数: 3 重さ: 1.64736  
 標準= 青森 1 有権者数: 495397 定数: 4 重さ: 1.00553  
 最小= 神奈川 1 有権者数: 1073277 定数: 4 重さ: 0.46413  
 標準からのズレ  
 全平均= 0.24551 上方平均= 0.20857 下方平均= 0.29725  
 損票計: 7216398 (12.382%)  
 区分: | 0| 2| 15| 5| 28| 33| 32| 3| 0| 0| 0|

議員定数配分の是正と民主主義（1）

-----  
 選挙名: 衆議院31 施行日: 012967 選挙区数: 123  
 有権者総数: 62992796 総議席数: 486 クォータ: 129349  
 票の重さ 最小: 最大= 3.4996  
 最大= 兵庫 5 有権者数: 225569 定数: 3 重さ: 1.72030  
 標準= 兵庫 3 有権者数: 389166 定数: 3 重さ: 0.99712  
 最小= 東京 7 有権者数: 1315668 定数: 5 重さ: 0.49157  
 標準からのズレ  
 全平均= 0.25019 上方平均= 0.23549 下方平均= 0.26656  
 損票計: 7944663 (12.612%)  
 区分: | 0| 1| 19| 12| 26| 25| 34| 6| 0| 0| 0|

-----  
 選挙名: 衆議院32 施行日: 122769 選挙区数: 123  
 有権者総数: 69260424 総議席数: 486 クォータ: 142219  
 票の重さ 最小: 最大= 4.3255  
 最大= 兵庫 5 有権者数: 233894 定数: 3 重さ: 1.82415  
 標準= 岐阜 1 有権者数: 708190 定数: 5 重さ: 1.00410  
 最小= 大阪 3 有権者数: 1348936 定数: 4 重さ: 0.42172  
 標準からのズレ  
 全平均= 0.27147 上方平均= 0.27177 下方平均= 0.27118  
 損票計: 9472063 (13.676%)  
 区分: | 0| 4| 14| 14| 24| 22| 33| 11| 1| 0| 0|

-----  
 選挙名: 衆議院33 施行日: 121072 選挙区数: 124  
 有権者総数: 73769636 総議席数: 491 クォータ: 149939  
 票の重さ 最小: 最大= 4.9885  
 最大= 兵庫 5 有権者数: 237516 定数: 3 重さ: 1.89384  
 標準= 和歌山 1 有権者数: 449607 定数: 3 重さ: 1.00047  
 最小= 大阪 3 有権者数: 1579800 定数: 4 重さ: 0.37964  
 標準からのズレ  
 全平均= 0.29147 上方平均= 0.27302 下方平均= 0.31229  
 損票計: 10825713 (14.675%)  
 区分: | 0| 5| 14| 13| 21| 22| 33| 13| 3| 0| 0|

-----  
 選挙名: 衆議院34 施行日: 120576 選挙区数: 130  
 有権者総数: 77926588 総議席数: 511 クォータ: 152201  
 票の重さ 最小: 最大= 3.4959  
 最大= 兵庫 5 有権者数: 241213 定数: 3 重さ: 1.89295  
 標準= 福岡 4 有権者数: 612172 定数: 4 重さ: 0.99450  
 最小= 千葉 4 有権者数: 843247 定数: 3 重さ: 0.54148  
 標準からのズレ  
 全平均= 0.25496 上方平均= 0.26093 下方平均= 0.24934  
 損票計: 10009970 (12.845%)  
 区分: | 0| 0| 25| 14| 26| 26| 26| 10| 3| 0| 0|

-----  
 選挙名: 衆議院35 施行日: 100779 選挙区数: 130  
 有権者総数: 80169924 総議席数: 511 クォータ: 156582  
 票の重さ 最小: 最大= 3.8720  
 最大= 兵庫 5 有権者数: 243289 定数: 3 重さ: 1.93081  
 準標準= 福岡 4 有権者数: 627072 定数: 4 重さ: 0.99881  
 最小= 千葉 4 有権者数: 942012 定数: 3 重さ: 0.49866  
 標準からのズレ  
 全平均= 0.26063 上方平均= 0.26198 下方平均= 0.25932  
 損票計: 10525762 (13.129%)  
 区分: | 0| 1| 23| 11| 29| 26| 26| 11| 3| 0| 0|

-----  
 選挙名: 衆議院36 施行日: 062280 選挙区数: 130  
 有権者総数: 80925034 総議席数: 511 クォータ: 158057  
 票の重さ 最小: 最大= 3.9490  
 最大= 兵庫 5 有権者数: 244126 定数: 3 重さ: 1.94232  
 準標準= 福岡 4 有権者数: 631584 定数: 4 重さ: 1.00102  
 最小= 千葉 4 有権者数: 964054 定数: 3 重さ: 0.49185  
 標準からのズレ  
 全平均= 0.26342 上方平均= 0.26140 下方平均= 0.26544  
 損票計: 10737476 (13.268%)  
 区分: | 0| 1| 24| 9| 29| 26| 27| 11| 3| 0| 0|

-----  
 選挙名: 衆議院37 施行日: 121883 選挙区数: 130  
 有権者総数: 84252608 総議席数: 511 クォータ: 164556  
 票の重さ 最小: 最大= 4.4086  
 最大= 兵庫 5 有権者数: 245580 定数: 3 重さ: 2.01021  
 準標準= 静岡 2 有権者数: 821516 定数: 5 重さ: 1.00154  
 最小= 千葉 4 有権者数: 1082669 定数: 3 重さ: 0.45597  
 標準からのズレ  
 全平均= 0.27541 上方平均= 0.27134 下方平均= 0.27954  
 損票計: 11684292 (13.868%)  
 区分: | 0| 2| 22| 11| 27| 26| 24| 14| 3| 1| 0|

-----  
 選挙名: 衆議院RD 施行日: 102184 選挙区数: 127  
 有権者総数: 84252608 総議席数: 511 クォータ: 164556  
 票の重さ 最小: 最大= 1.3467  
 最大= 岩手 2 有権者数: 430919 定数: 3 重さ: 1.14562  
 準標準= 群馬.1a 有権者数: 822964 定数: 5 重さ: 0.99978  
 最小= 島根 有権者数: 580340 定数: 3 重さ: 0.85065  
 標準からのズレ  
 全平均= 0.05446 上方平均= 0.05042 下方平均= 0.05884  
 損票計: 2376291 (2.820%)  
 区分: | 0| 0| 0| 0| 9| 109| 9| 0| 0| 0| 0| 0|